

大災害発生前の避難 1

災害と避難について、
シリーズで紹介します。

2018年8月27日付の朝日新聞記事の見出しに、「大雨の特別警報で避難指示、実際に避難住民の3%弱」とありました。台風や大雨で数十年に一度の大災害が起きるおそれ大きいとして、気象庁が2013～17年の間に発表した「特別警報」において、対象となった12道府県307市町村で、自治体が避難指示を出した地域の住民のうち、実際に避難所に逃げた住民の割合を報じています。

わずかに3%…、大きな災害が迫っていても、自分は大丈夫だからと「あえて避難しない」のか、それとも「とても避難できない」と考えたからなののでしょうか。

いずれにせよ、災害時における避難誘導の問題が一向に解決していない、避難の実績があがっていない現状を示しています。中でも、高齢者や身体の不自由な人など、社会的弱者（災害弱者）への避難の連絡や誘導の遅れは深刻なようです。

日本列島の国土面積は地球の陸地のわずか0.25%ですが、世界で発生する地震のうち約2割が日本で起き、活火山は世界の7%が集中しています。台風や大雨、大雪、津波にもしばしば見舞われており、内閣府のまとめでは、2001年までの30年間の災害による被害額は世界の16%を占めるそうで、その後も東日本大震災や相次ぐ豪雨災害などの影響で被害額のパーセンテージは高くなっていると聞きます。

「プレート境界型」や「活断層型」の大地震、津波が襲来する海岸、軟弱な地盤、崩れやすい斜面、火山噴火の予想される市町村、未整備のままの河川…。大規模な自然現象を止めることはできませんが、被害を低減させることは可能です。

その「減災」に向けて、まずは身の周りのリスクについて知り、避難情報の意味を十分に理解して、迫りくる危機に備えておく必要があります。

何よりも災害の予兆を見聞きした場合は、お互いに声を掛け合っていち早く避難することが「減災」「防災」に直結します。駒ヶ岳噴火からの「減災」「防災」については、「避難ハンドブック」を活用してください。



解説 「特別警報とは…」

「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える、数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に気象庁が発表し、対象地域の住民の方々に対して最大限の警戒を呼びかけるもので、2013年8月30日から運用を開始しました。

「〇〇特別警報」という名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類です。

地震動、津波、噴火については、各々の既存警報の「あるレベル以上」のものを「特別警報」に位置づけており、駒ヶ岳のように噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルの「4（避難準備）」と「5（避難）」が該当します。